

校長	教頭	生徒支援 (保健)	学習支援 (教務)	学年主任	担任

## 出席停止期間届

出席停止期間等について、下記のとおり届けます。

令和 年 月 日

県立尼崎西高等学校長 様

第 学年 組 番

生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

(自署してください)

記

1 病名	
※インフルエンザの場合のみ 2 解熱を確認した日	月 日 ( )
※コロナの場合のみ 3 症状が軽快した日	月 日 ( )
4 出席停止期間	月 日 ( ) から 月 日 ( ) までの 日間

※ 通院したことがわかる書類を添付してください。(領収書等)

※ 登校日については医師にご相談ください。

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

## 出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条）

	感染症名	出席停止期間	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日が経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日が経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑		発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
感染性胃腸炎		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	

※第2種の感染症は、病状により学校医その他の医師においてその感染のおそれがないと認めたときはこの限りではないとします。